

記入例3 一括徴収の場合

給与支払報告 給与所得者異動届出書  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎指定番号・宛名番号・年税額等は「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を参照してください。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1.現年度 ※市川市処理欄		特別徴収義務者 指定番号 <b>932164</b>	
宛名番号 <b>1</b>		所属 <b>人事課給与係</b>	
担当者 連絡先 氏名 <b>大柏 花子</b>		電話 <b>(047)-XXX-XXXX</b>	
所在地 (〒 272 - 0021 ) <b>市川市八幡〇丁目 △-×</b>		フリガナ <b>カブシキガイシャ イチカワシヨウジ</b>	
名称又は氏名 <b>株式会社 市川商事</b>		個人番号又は法人番号 2	
令和〇年〇月〇日提出		特別徴収義務者 (給与支払者) 所在地 (住所) <b>市川市長</b>	
給与所得者 フリガナ <b>イチカワ タロウ</b>		(ア) 特別徴収税額 (年税額) <b>180,000</b> 円	(イ) 徴収済額 <b>45,000</b> 円
氏名 <b>市川 太郎</b>		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) <b>135,000</b> 円	異動年月日 <b>5</b> 年 <b>1</b> 月 <b>31</b> 日
生年月日 <b>9</b> 年 <b>00</b> 月 <b>00</b> 日		異動事由 <b>1</b> 退職 2 転勤 3 合併 4 休職・長欠 5 死亡 6 会社解散 7 その他 8 住所誤報	
個人番号 2		異動後の未徴収税額の徴収 <b>2</b> 1. 特別徴収 継続(転勤) 2. 一括徴収 3. 普通徴収	
1月1日現在の住所 <b>市川市末広〇丁目 △-×</b>		1月1日以降の退職手当等の支給額 (支払予定額) <b>1,234,567</b> 円	
給与の支払を受けなくなった後の住所		控除社会保険料額 <b>93,210</b> 円	
		退職手当等の支払予定額 (支払予定額) <b>5,400,000</b> 円	
		継続年数 <b>20</b> 年	

1.特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 (給与支払者)	新しい勤務先の所在地(住所)	8月末で退職した給与所得者の残りの税額を、9月分で一括して納入する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 180,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 45,000円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 135,000円(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し納入します
	フリガナ		
	名称又は氏名		
	個人番号又は法人番号		
受給者番号(任意)			

2.一括徴収の場合

1 右から番号を記入	1.異動が令和_5_年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <b>9</b> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します
	2.異動が令和_年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため	<b>9</b> 月 <b>20</b> 日	<b>135,000</b> 円	

3.普通徴収の場合

1 右から番号を記入	1.異動が令和_4_年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※死亡退職の場合 相続人氏名等	※市町村記入欄
	2.異動が令和_年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
氏名	(続柄)	住所	
電話			

一括徴収した税額を何月分で納入するかを記入してください。  
1月以降の退職の場合は原則一括徴収となります。